

地産地消推進のシンボルマーク「ふくやま生まれ」使用要綱

(趣旨)

第1条 福山市の地産地消を推進するため、福山市内産の農林水産物及びその加工食品について表示できるマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用するために必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク及び愛称)

第2条 シンボルマークを別記のとおりとし、その愛称は次のとおりとする。

愛称 ふくやま生まれ

(定義)

第3条 この要綱において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
農林水産物	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に定義する生鮮食品
加工食品	加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に定義する加工食品
福山市内産	生鮮食品品質表示基準第4条第1項第2号の定めにより記載する原産地が福山市及び福山市内の港である。

(使用)

第4条 「ふくやま生まれ」は、福山市内産の農林水産物及びその加工食品（以下「農林水産物等」という。）であることの表示並びに地産地消推進のための普及・啓発活動に使用する。

2 「ふくやま生まれ」を農林水産物等のうち加工食品に使用するときは次のとおりとする。

- (1) 加工食品の原材料となる農林水産物の主要なものが福山市内産であること。
- (2) 農林水産物の品目名が商品名に含まれており、かつ、その全てが福山市内産であること。

(使用者の登録)

第5条 「ふくやま生まれ」を使用しようとするものは、あらかじめ使用者登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）正副2通を市長に提出し、使用者として登録しなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 市長は、申請書の内容を確認し、適当と認めるときは、これを登録し、申請者に

対し副本の送付によりその旨の通知を行うものとする。

- 3 市長が必要と認めた場合は、使用者の登録について必要な条件を付けることができる。
- 4 使用者は、申請書の内容に変更がある場合は、その内容を市長に届け出なければならない。
- 5 第1項の申請書及び前項の規定による届け出については、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 6 使用者は、「ふくやま生まれ」の使用を中止する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は申請若しくは届け出の内容又は「ふくやま生まれ」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反すると考えられるとき。
- (2) 第4条の規定に反する使用が行われたとき、又は行われる恐れがあるとき。
- (3) 選挙運動、布教活動等を助長する恐れがあるとき。
- (4) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (5) その他、福山市及び農林水産物等のイメージダウンにつながる使用がなされる恐れがあるとき。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、登録の内容に基づく「ふくやま生まれ」の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。また、「ふくやま生まれ」の使用にかかる一切の責任は使用者にあるものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消し、「ふくやま生まれ」を使用した物品の回収を求めることができる。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(要綱の改正)

第9条 市長は必要と認めるときは、この要綱を改正することができる。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、「ふくやま生まれ」の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）2月14日から施行する。

別記（第2条関係）

